

記載例(離婚届)

離婚に伴い住所が変わる場合、新たに住所変更の届が必要になりますのでご注意ください。また、世帯主が変わる場合は世帯主変更の届も必要です。

住所変更を同日に届出される場合、新住所を記入してください。

なお、函館市の場合、閉庁時間にこれらの届出はできませんので、平日に手続きをしてください。

平日の窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時30分までです。

実父母が離婚その他の事情で氏が違う場合は、それぞれの現在の氏名を記入してください。

離婚の種別に \square し、協議離婚以外の場合は成立・確定・認諾した年月日を記入してください。

旧姓にもどる方について、婚姻前の戸籍にもどるか、自身が筆頭者の戸籍を新たに作るか選択して記入してください。離婚後に婚姻中の氏を引き続き称する場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を提出してください。(離婚届と同時に提出する場合、この欄は空欄で提出してください。)

未成年の子がいるときは親権者を父母双方とするか一方とするかを定める必要があります。ただし父母の協議が調わない場合や裁判離婚の場合は家庭裁判所の手続によって親権者を定めます。その上であてはまるところに子の氏名をフルネームで記入し、相違なければそれぞれチェックを入れてください。

なお、親権者を一方に定めたとしても、子の戸籍は自動的に変動する訳ではありません。婚姻の際に氏を改めた方が親権者になる場合、離婚後の戸籍に子を入籍させるには、家庭裁判所で許可を得た後に入籍届を市区町村に届出する必要があります。

離婚届		届出の年月日を記入してください。	
令和〇年〇月〇日届出		受理 令和 年 月 日	
北海道函館市長 殿		第 号	
		通知(送付)令和 年 月 日	
		第 号	
		書類調査 戸籍記載 記載調査 附 票 住民票 通 知	
(フリガナ) 氏名	夫 コウノ 一郎	妻 コウノ ハナコ	
生年月日	昭和 平成 西暦 59 年 1 月 1 日	昭和 平成 西暦 60 年 3 月 3 日	
住所 (住民登録しているところ) (アパート名等)	北海道 函館市 東雲町 4 番地 13 号 コーポはこだて 102	北海道 函館市 東雲町 4 番地 13 号 コーポはこだて 102	
本籍	北海道 函館市東雲町4 番地		
外国人の時は国籍だけを記入してください	筆頭者の氏名 甲野 一郎		
父母及び養父母の氏名	夫の父 甲野 和夫	続き柄 妻の父 乙山 二郎	続き柄
	母 甲野 春子	長 男 母 乙山 夏子	二 女
父母との続き柄	養父	続き柄 養父	続き柄
	養母	養 子 養母	養 女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定		
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
未成年の子の氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 北海道函館市美原一丁目26 番地 筆頭者の氏名 乙山 二郎 父母双方が親権を行う子 甲野 秋子 甲野 冬美 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、 \square のように入籍しをつけてください。	夫	妻	
	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	
事件簿番号	住所を定めた年月日		
	夫 年 月 日		
	妻 年 月 日		
	連絡先(電話)		
	夫 080-XXXX-XXXX		
	妻 090-XXXX-XXXX		

未成年の子がいる場合は、次の \square のあてはまるものに入籍しをつけてください。

夜間休日窓口で届出した場合やその他確認事項がある場合に連絡しますので、必ず平日の日中に連絡のつく電話番号を記入してください。

《持参していただくもの》

(1) 離婚届(1通)

(2) 本人確認書類(①②③いずれか)

- ①マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書などを1点
- ②資格確認書、介護保険証、年金手帳など、官公署が発行した書類を2点以上
- ③②の書類を1点と、顔写真付きの社員証や学生証などを1点

※本人確認書類をお持ちでない方や夫妻のどちらか一方のみの来庁でも提出できます。ただし、本人確認ができなかった方に対して、郵便で届出があったこととお知らせいたします。

同居の期間	平成28 年 4 月から 令和8 年 1 月まで	
別居する前の住所	北海道函館市東雲町4 番地 13号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で従事している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしていない者のいる世帯 <small>(勤務先の変更は、年一の4月1日から翌年3月31日までに届出するときに記入してください)</small>	
夫妻の職業	夫の職業 販売職	妻の職業 事務職
その他		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 甲野 一郎 印	妻 甲野 花子 印

同居していた期間を分かる範囲で記入してください。現在も同居中の場合は同居し始めた日にちのみ記入してください。

婚姻中の氏で署名します。協議離婚のときは夫妻それぞれが、裁判離婚のときは「申立人」「訴えの提起者」または指定された方が自署してください。※押印は任意です。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	甲野 和夫 印	乙山 二郎 印
生年月日	昭和 平成 西暦 30 年 1 月 2 日	昭和 平成 西暦 35 年 2 月 2 日
住所	北海道 函館市湯川町2丁目 40 番地 13 号	北海道 函館市美原1丁目 26 番地 8 号
本籍	北海道 函館市東雲町 4 番地	北海道 函館市美原1丁目 26 番地

協議離婚の場合のみ、証人2名の記入が必要です。離婚の事実を知っている成人の方で日本に住民登録をしている方であればどなたでもかまいません。※押印は任意です。

未成年の子がいる場合は、次の \square のあてはまるものに入籍しをつけてください。
離婚後の子育ての分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 子育ての分担:子の身の周りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行いとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」に記入しをつけてください。
親子交流について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 親子交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」に記入しをつけてください。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の \square のあてはまるものに入籍しをつけてください。
養育費の分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など、諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」に記入しをつけてください。

未成年の子がいる場合、離婚後の子育ての分担と親子交流、養育費の分担についてあてはまるものにチェックを入れてください。また、未成年に限らず経済的に自立していない子がいる場合は、養育費の分担についてあてはまるものにチェックを入れてください。